

## 名張市ケアラー支援の推進に関する条例の制定について

### 1. 制定の趣旨及び背景

病気や障害等がある家族の介護や世話をしている家族介護者（ケアラー）には、身体的、精神的、更には経済的にも大きな負担が掛かっており、ケアラーの孤立化や離職、心身の不調等が全国的な問題となっています。

また、家庭の事情により、本来、大人が担うような家族の介護等を行っている18歳未満のケアラー（ヤングケアラー）の実態について、厚生労働省及び文部科学省が、令和2年12月から令和3年2月に掛けて全国の公立中学校及び全日制高等学校の2年生を対象として実施した調査では、中学生の5.7パーセント、高校生の4.1パーセントが家族等のケアを担っているという結果が出ています。

ヤングケアラーは、過度の負担で学校生活や社会生活に影響が出るケースもあることから、実態の把握や支援の強化が必要となっており、本市においても、令和2年8月に実施した名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会並びに市内小中学校によるヤングケアラーの実態調査において、28件の事例を把握しています。

これらのことに鑑み、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で総合的に支援するため、必要な事項を定めるものです。

### 2. 制定の内容

条例の目的、用語の定義、基本理念、市の責務、関係機関等の役割、ケアラー支援に関する基本方針、推進体制等について、以下の内容を定めます。

#### (1) 目的

社会全体でケアラーを支援するための基本理念を定め、市の責務や関係機関等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

#### (2) 定義

条例における用語の定義を、以下のとおり定めます。

- ①ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- ②ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者

- ③市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する団体
- ④事業者 市内で事業活動を行うもの
- ⑤関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関

### (3) 基本理念

ケアラーを支援するための基本理念を、以下のとおり定めます。

- ①ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように、市、市民、事業者、関係機関等が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら行われなければならない。
- ②ヤングケアラーに対する支援は、名張市子ども条例の趣旨を踏まえ、子どもがその発達段階に応じて、自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達等が図られるように行われなければならない。

### (4) 市の責務

市の責務を、以下のとおり定めます。

- ①介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉その他ケアラー支援に関する制度について、各制度間の連携を図りながら、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- ②施策の推進に当たっては、ケアラーの意向を尊重するとともに、市民、事業者、関係機関等と相互に連携を図るものとする。
- ③ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (5) 市民、事業者及び関係機関の役割

市民、事業者及び関係機関の役割を、以下のとおり定めます。

#### ①市民の役割

市民は、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### ②事業者の役割

ア 事業者は、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

イ 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務への配慮、情報の提供等必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### ③関係機関の役割

- ア 市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努める。
- イ 業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努める。
- ウ 支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努める。
- エ 関係機関のうち、学校その他教育に関する業務を行うものは、業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努める。
- オ 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努める。

#### (6) ケアラー支援に関する基本方針等

市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、以下の事項を定めるものとします。

- ①ケアラー支援に関する基本方針
- ②ケアラー支援に関する具体的施策
- ③その他、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項

#### (7) 広報及び啓発

市は、市民、事業者及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況、支援方法等のケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、広報活動や啓発活動等を通じて、必要な施策を講ずるものとします。

#### (8) 人材の育成

市は、ケアラー支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラー支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとします。

#### (9) 体制の整備

市は、ケアラー支援を適切に実施するため、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び市、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制を整備するものとします。

### 3. 施行期日

公布の日から施行します。